

判決年月日	平成29年12月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成29年（ネ）第10053号		
○ 商標権侵害差止等請求訴訟（控訴審）において、商標法4条1項7号の無効理由があるとして商標権の行使が認められなかった事例。			

（関連条文）商標法4条1項7号

（関連する権利番号等）商標登録第5207705号，第5207706号，第5284760号，第5362507号，第5490938号，第5551479号

判 決 要 旨

1 事案の概要

本件は，極真空手関連の商標権6件（本件各商標権）を有する被控訴人らが，福島県内で空手道場を営む控訴人（法人）とその代表者に対し，道場建物における標章使用等が商標権侵害に当たるとして，その使用の差止めや損害賠償を求めた事案である。

原審（東京地裁平成27年(ワ)第22521号・平成28年(ワ)第9187号）は，被控訴人らの控訴人に対する請求を一部認容したため，控訴人が敗訴部分を不服として本件控訴をした。

2 本判決の内容

本判決は，本件各商標権の商標登録には，商標法4条1項7号所定の無効理由があるの
で，被控訴人らは商標権を行使できないとして，本件控訴を認め，原判決中控訴人敗訴部分を取り消し，同部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却すべきものと判断した（なお，6件中1件の商標権については，その商標登録を無効とする審決が既に確定しているため，同商標権に基づく請求については，その余の点を判断するまでもなく理由がないとした。）。

商標法4条1項7号該当性に関する判断部分の骨子は，次のとおりである。

「(1) 上記認定事実によれば，本件においては，次の点を指摘できる。

ア 本件各商標を含む極真関連標章は，●●が死亡した平成6年4月の時点で既に，●●が主宰する極真会館にとってその活動に密接に関連する重要な財産及び象徴であり，少なくとも空手及び格闘技に興味を有する者の間では，極真会館というまとまった一つの団体を出所として表示する標章として広く知られていた。また，これらの極真関連標章は，被控訴人らが本件各商標の登録出願（本件各出願）を行った平成15年から平成24年にかけての時点でもなお，空手の教授等の活動を行う上で強い顧客吸引力を有するものであった。

イ ●●が主宰する極真会館は，●●の死後，いずれも●●の生前の極真会館と同一性を有しない複数の団体に分裂しており，被控訴人らもその一団体と代表者にすぎない。・・・したがって，被控訴人らを含むいずれの団体とその代表者も，他の団体に対し，

極真会館の事業承継や極真関連標章の自己への正当な帰属を直ちに主張し得る立場にはなかった。

ウ 極真関連標章については、従前、▲▲が複数の標章について商標登録出願をし、自己名義の商標登録を受けたことがあったが、これに対し、被控訴人■ ■自身が商標法4条1項7号違反を理由に商標登録の無効審判を請求し、商標登録を無効とする審決がなされ、同無効審決は▲▲が提起した審決取消訴訟（注：知財高裁平成17年（行ケ）第10028号）を経て確定していた。・・・審決取消訴訟の判決は、▲▲による商標登録が公序良俗等に反する理由として、・・・商標法の予定する秩序に反するという点を指摘しているが、極真会館内部での適正な手続（分裂後にあっては、他の団体との協議等）を経ないまま商標登録出願が行われている点や、その出願に基づき商標権が付与されるのが、極真会館とは同一性を有しない一団体の代表者（又は、当該代表者が経営する会社）である点では、本件各商標も、上記判決が指摘したのと同様の問題点を抱えているものといわざるを得ない。

エ また、被控訴人らは、本件各商標の登録を受ける中で、・・・するなど、本件各出願を行った後、極真会館の他の団体やその代表者に対し自らの影響力を強めようとする姿勢が顕著であるところ、このような行為は、客観的に見れば、極真会館にとって重要な財産である極真関連標章に係る権利を盾に取って、自己の利益を図ろうとするものと評されてもやむを得ないものといわざるを得ない。

（2）以上のとおり、本件各出願を行った時点で、被控訴人らは、極真会館関係者にとって極真関連標章が重要な財産及び象徴であることを当然認識し得る立場にあり、また、分裂した各団体の中で極真会館の事業の承継を正当に主張し得る者が不在の状況にあることも明確に認識し得る立場にあったものと認められる。そして、被控訴人らによる本件各商標権の取得は、極真会館とは同一性を持たない分派が多数併存する中で、その一分派にすぎない一団体（その代表者や当該代表者が経営する会社）が、極真会館にとって極めて重要な財産であり象徴である極真関連標章について、いわば抜け駆け的に商標登録出願を行い、その権利を独占しようとするという、前記審決取消訴訟判決が、商標法の予定する秩序に反する旨を指摘したのと同様の状況で行われたものであるから、やはり、商標法の予定する秩序に反するものといわなければならない。特に、被控訴人らの場合、▲▲の出願に係る商標登録を公序良俗等に反するとして無効にする一方で、自らの利益のために、客観的に見れば▲▲と同様の手法により商標権を取得しているのであるから、その不当性は更に強度だといわざるを得ないのであって、この点からしても、その商標登録は認められるべきものではない。

してみると、本件各出願に係る本件各商標は、本件各出願の目的及び経緯に照らし、商標法4条1項7号所定の『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』に該当するものといえる。」